

## 指定訪問看護事業者『ドレミ訪問看護ステーション』運営規程

### （事業目的）

第1条 ドレミ訪問看護ステーションが実施する指定訪問看護事業者（以下「事業者」という）は、適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員、理学療法士または作業療法士等の従業者（以下「訪問看護従業者」という）が介護保険法による訪問看護事業を実施するにあたり必要とする事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

### （運営方針）

第2条 当事業者の訪問看護従業者は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復訓練及び日常生活上必要な看護を行う。

二 指定訪問看護は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、療養上の目的を設定し計画的に行うものとする。

三 事業者は、自らその提供する指定訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

### （事業者の名称、所在地）

第3条 事業を行う事業者の名称及び所在地は次の通りとする。

- 1 名称； ドレミ訪問看護ステーション
- 2 所在地； 兵庫県加古川市別府町新野辺 2086

### （職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 本事業所に勤務する管理者及び職員等の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

#### 1、管理者 1人

管理者は職員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。

#### 2、看護職員 2.5人以上

看護職員は、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう適切な処置、指導を行う。

#### 3、理学療法士等 1人以上

理学療法士等は、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう適切な処置、指導を行う。

### （営業日及び営業時間）

第5条 事業者の営業日及び営業時間は次の通りとする。

#### 1 営業日； 月曜日から金曜日までとする。

（但し、祝日及び8月13日から8月15日、12月29日から1月4日を除く。

しかし、連続して休業日が続き、利用者の日常生活に支障をきたすような場合には、臨時営業を実施する場合がある。）

#### 2 営業時間； 午前9時から午後5時までとする。

### （指定訪問看護の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額）

第6条 指定訪問看護の提供にあたっては、主治の医師との密接な連携及び訪問看護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に扱うものとする。

- 2 指定訪問看護の提供にあたっては懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。
- 3 指定訪問看護の提供にあたっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- 4 指定訪問看護の提供にあたっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うものとする。
- 5 特殊な看護等については、これを行うことはないものとする。
- 6 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は厚生大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護が法定代理受領サービスである時は、その1割又は2割又は3割の額とする。

二 前項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けるものとする。

- 1 死後の処置や保清、エンゼルメイクに要する費用 10,000円
- 2 通常の事業の実施地域を超えて行う指定訪問看護に要した交通費
- 3 有料駐車場の利用が必要な場合、要した実費金額

三 事業所は、前項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者又はその家族の同意を得るものとする

(通常の実施地域)

第7条 通常の事業の実施区域は、下記の通りとする。

加古川市、高砂市、稲美町、播磨町、神戸市

(緊急時における対応方法)

第8条 訪問看護師等は、現に指定訪問看護の提供を行っているときに利用者の病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治の医師への連絡を行い、指示を求める等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告するものとする

2 事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(人格の尊重)

第9条 事業者は、当該事業を利用する利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った介護福祉サービスを提供しなければならない。

(個人情報の保護)

第10条 事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じる。

3 事業者は、指定通所介護サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ることとする。

(暴力団等の影響の排除)

第11条 事業所は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。

(運営内容の自己評価並びに改善の義務付け及びその結果の公表)

第12条 事業者は、その提供する介護福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 事業者は、前項における評価の結果を公表するよう努めなければならない。

(苦情処理)

第13条 事業所は、指定訪問看護の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、提供した指定訪問看護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定訪問看護事業に関し、介護保険法第115条の45の7の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 事業所は、提供した指定訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(業務継続計画の策定等)

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(地域との連携等)

第16条 事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

2 事業所は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問看護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問看護の提供を行うよう努めるものとする。

(衛生管理等)

第17条 事業所は、使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(身体的拘束等の原則禁止)

第18条 事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

2 事業所は、やむを得ず前項の身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

(その他運営についての留意事項)

第19条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内

(2) 継続研修 年2回

2 事業所は、すべての従業者等に対し、健康診断等を定期的実施する。

3 事業所は、必要な記録・帳票等を整備し保存する。記録の保存期間は、サービス提供完了の日から5年間とする。

4 事業所は、適切な指定訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は従業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附 則)

この規程は、令和 8 年 2 月 18 日から施行する。